

広島県告示第八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三原市糸崎町、同市糸崎町時貞、同市糸崎町福寄、同市糸崎町是国、同市糸崎町元神及び同市木原町木原地内				
	土砂災害警戒区域				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年法律第五十七号）で定める事項
	広友川（三〇一a）	土石流	広友川（三〇一a）	土石流	次の図のとおり
広友川（三〇一b）	土石流	広友川（三〇一b）	土石流	土石流	次の図のとおり
広友川（三〇一c）	土石流	広友川（三〇一c）	土石流	土石流	次の図のとおり
時貞川（一一九）	土石流	時貞川（一一九）	土石流	土石流	次の図のとおり
福寄川（三〇二）	土石流	福寄川（三〇二）	土石流	土石流	次の図のとおり
浜松川（三〇三a）	土石流	浜松川（三〇三a）	土石流	土石流	次の図のとおり
浜松川（三〇三b）	土石流	浜松川（三〇三b）	土石流	土石流	次の図のとおり
是国川（三〇四）	土石流	是国川（三〇四）	土石流	土石流	次の図のとおり
大平川（三〇五a）	土石流	大平川（三〇五a）	土石流	土石流	次の図のとおり
大平川（三〇五b）	土石流	大平川（三〇五b）	土石流	土石流	次の図のとおり

大平川(三) ○五c)	土石流	次の図のとおり	大平川(三) ○五c)	土石流	次の図のとおり
大平川(三) ○五d)	土石流	次の図のとおり	大平川(三) ○五d)	土石流	次の図のとおり
大平川(三) ○五e)	土石流	次の図のとおり	大平川(三) ○五e)	土石流	次の図のとおり
大平川(三) ○五f)	土石流	次の図のとおり	大平川(三) ○五f)	土石流	次の図のとおり
大平川(三) ○五g)	土石流	次の図のとおり	大平川(三) ○五g)	土石流	次の図のとおり
下木原川(三) 三〇六a)	土石流	次の図のとおり	下木原川(三) 三〇六a)	土石流	次の図のとおり
下木原川(三) 三〇六b)	土石流	次の図のとおり	下木原川(三) 三〇六b)	土石流	次の図のとおり
下木原川(三) 三〇六隣a)	土石流	次の図のとおり	下木原川(三) 三〇六隣a)	土石流	次の図のとおり
下木原川(三) 三〇六隣b)	土石流	次の図のとおり	下木原川(三) 三〇六隣b)	土石流	次の図のとおり
駅西川(二) 一一〇)	土石流	次の図のとおり	駅西川(二) 一一〇)	土石流	次の図のとおり
天神川(二) 一一二)	土石流	次の図のとおり	天神川(二) 一一二)	土石流	次の図のとおり
御山川(五) 一五三)	土石流	次の図のとおり	御山川(五) 一五三)	土石流	次の図のとおり
西下木原川(七八〇〇)	土石流	次の図のとおり	西下木原川(七八〇〇)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。